

2026 年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生 日本語・日本文化研修留学生（大学推薦）
＜推薦に当たっての留意事項＞

はじめに

2026 年度大学推薦による国費外国人留学生（日本語・日本文化研修留学生、以下「日研生」）の推薦の際には、今回の募集関係書類一式だけでなく、国費外国人留学生制度実施要項等も確認すること。

○文部科学省ホームページ > 国費外国人留学生制度について > 実施要項等

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm

本募集に関して不明点等があれば、文部科学省下記担当係まで、認識の相違を防ぐため必要事項を整理した上で原則 E-mailにて問い合わせること。

○文部科学省 高等教育局 参事官（国際担当）付 留学生交流室 国費留学生係

E-mail : ryugaku(a)mext.go.jp ※(a)を@に変えて送信願います。

TEL : 03-5253-4111 (内線 3358)

1. 採用者数について

採用者数については、文部科学省の選考を経て、2026年度予算の範囲内で決定する。

なお、採用は2026年度予算成立をもって実施されるものであり、予算の状況によっては採用人数が前年度から大きく変動する可能性がある。

2. 推薦可能大学について

2026年度日本語・日本文化研修留学生プログラム実施大学

※直近2か年間において、在籍管理が適正に行われていると認められない大学は、推薦できない（推薦を受け付けない）ので注意すること。

3. 推薦対象者について

優秀な留学生を獲得するため、大学間交流協定等に基づき相手大学から公式に推薦を受け、募集要項「1.（5）日本語能力」を含む応募資格・条件を満たした者を対象とする。

※語学能力条件に関し不明な点は文部科学省ホームページに掲載するQ & Aを参照のこと。

【国費外国人留学生（大学推薦）推薦者の語学要件について】

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1421851.htm

※ 令和7年10月28日付事務連絡「外国人留学生の日本語の能力基準等について」において周知したとおり、「日本語能力試験 N2 レベル相当」という記載は今後、「日本語教育の参照枠において大学への進学に必要な日本語の能力として、高度に自立して日本語を理解し使用することができる水準とされている B2 以上が相当する」と変更される予定であるため、当該事務連絡についてもよく確認すること。

なお、ウクライナ国籍の者を推薦するにあたっては、募集要項に定める応募者の資格及び条件について次のとおり他国と異なる取り扱いを行うため、その点に留意すること。

(1) 募集要項 1. (1)「対象」に定める「大学間交流協定等に基づき、相手大学から公式に推薦を受けた者」の要件はウクライナ国籍の者については適用せず、大学間交流協定を締結していない大学に在籍している者の推薦することを可能とする。

(2) 募集要項 1. (3)「年齢」について「1996 年 4 月 2 日以前に出生した者」を推薦可能とし、年齢の上限を設けない。

4. 推薦可能人数

各大学からの推薦可能人数は、下記の算出式により求められた数とする。推薦可能人数を超えた人数の推薦を行わないこと。

ただし、ウクライナ国籍の者については下記の「推薦可能人数」に追加して、各大学 1 名まで推薦を可能とする。(2 人目以降の推薦者は下記の「推薦可能人数」に含まれる。)

$$\text{推薦可能人数} = \frac{\text{2025 年度 日研究生 (大学推薦) 採用者数}}{\text{2024 年度 私費外国人 留学生数 (学部)}} \times \frac{\text{2023 年度 私費外国人 留学生数 (学部)}}{\text{2024 年度 私費外国人 留学生数 (学部)}} (\times) \times 1.0$$

- ※ 1 推薦可能人数は、算出式により求められた数の小数点第 1 位を四捨五入すること。
- ※ 2 2025年度日研究生（大学推薦）採用者数が「0」の場合、推薦可能人数を 1 名とする。
- ※ 3 2025年度日研究生（大学推薦）採用者数が「1」～「5」かつ、上記算出式中（※）の部分の数値が1.05以上の場合、推薦可能人数を次の(a) (b)のうちいずれか大きい方とする。
 - (a) 上記の算出式により求められた数
 - (b) 2025年度日研究生（大学推薦）採用者数に 1 を加えた数
- ※ 4 2025年度日研究生（大学推薦）採用者数が「2」以上で、かつ上記算出式により求められた数が「0」「1」もしくは計算不可能の場合は、推薦可能人数を 1 名とする。
- ※ 5 各大学の推薦可能人数の上限は、10名とする。
- ※ 6 算出式中の私費外国人留学生数（学部）は（独）日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」による各年度の 5 月 1 日現在の数とする。（非正規生を含む）
- ※ 7 日系人枠による採用者数は、「推薦可能人数」の算出式「2025年度日研究生（大学推薦）採用者数」には含まれないので注意すること。

5. 学内募集・選考等

(1) 全般に関する事項

- ① 留学生の質の確保・向上という観点から、各大学において特に優秀な留学生の募集に努めること。
- ② 選考に当たっては全学的な選考委員会等を設置し、客観的な選考基準により行うこととし、募集・選考に関する資料を申請書等と併せて提出すること（募集要項「5. (3)」を参照）。
- ③ 推薦に際しては、候補者に推薦順位を付すこと。

(2) 推薦者の国籍構成に関する取扱い

国費外国人留学生の募集に当たっては、「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ（令和5年5月）」において、「重点地域は当面特に留学生交流の促進が期待される地域であり、言及しない地域についても多様性確保の観点から留学生交流の推進は重要」としている。日研生プログラムにおいても、重点地域に配慮しつつ、候補者が重点地域以外の特定国に偏ることがないように、2名以上の候補者を推薦する場合は以下の基準により推薦すること。なお、重点地域の国については「（別紙様式1・2）推薦調書・推薦者一覧【日研：大学推薦】」の「学校番号・国番号」シートにて確認すること。

《推薦基準》

2か国以上から推薦すること。ただし1か国当たりの候補者数について、重点地域の国籍国は3名、重点地域以外の国籍国は1名を上限とする。

※なお、大学間交流協定校ごとの候補者数に制限は設けない。

《組合せ例（推薦者数計が1～6名の場合）》

上記推薦基準に基づき、推薦者数計に応じた国別候補者数の組合せを例示したものである。

- (例1) 「1名/1名」とは、A国の候補者1名、B国の候補者1名を推薦することを表しており、2か国からの推薦かつ1か国当たり上限数の範囲内であるため、推薦可能な組合せである。
- (例2) 「2名/0名」とは、A国の候補者2名のみを推薦することを表しており、「2か国以上から推薦」の基準を満たしていないため、推薦不可の組合せである。
- (例3) 「3名/1名」の場合、「3名」が重点地域の国籍国であれば推薦可能な組合せ、重点地域以外の国籍国の場合は推薦不可の組合せとなる。

推薦者数計	推薦可能な組合せ	国籍国が重点地域かどうかにより推薦可否が決まる組合せ	推薦不可の組合せ
1名	1名/0名	-	-
2名	1名/1名	-	2名/0名
3名	1名/1名/1名	2名/1名（⇒「2名」が重点地域であれば推薦可）	3名/0名
4名	1名/1名/1名/1名	・ 2名/2名（⇒「2名」がいずれも重点地域であれば推薦可） ・ 2名/1名/1名（⇒「2名」が重点地域であれば推薦可） ・ 3名/1名（⇒「3名」が重点地域であれば推薦可）	4名/0名
5名	1名/1名/1名/1名/1名	・ 2名/2名/1名（⇒「2名」がいずれも重点地域であれば推薦可） ・ 2名/1名/1名/1名（⇒「2名」が重点地域であれば推薦可） ・ 3名/2名（⇒「3名/2	5名/0名 4名/1名

		名」がいずれも重点地域であれば推薦可) ・ 3名/1名/1名 (⇒「3名」が重点地域であれば推薦可)	
6名	1名/1名/1名/1名/1名/1名	・ 2名/2名/2名 (⇒「2名」がいずれも重点地域であれば推薦可) ・ 2名/2名/1名/1名 (⇒「2名」がいずれも重点地域であれば推薦可) 2名/1名/1名/1名/1名 (⇒「2名」が重点地域であれば推薦可) ・ 3名/3名 (⇒「3名」がいずれも重点地域であれば推薦可) ・ 3名/2名/1名 (⇒「3名/2名」がいずれも重点地域であれば推薦可)	6名/0名5名/1名 4名/2名 4名/1名/1名

《上記推薦基準を満たさない場合の取扱い》

- ① 上記推薦基準を満たさない場合、理由書提出による措置は取らないため、文部科学省への提出前に推薦者数を調整すること。
- ② 文部科学省に提出された推薦者について、上記推薦基準を満たしていない場合は、推薦基準を満たすまで、推薦順位下位順から要件外不採用とする。なお、提出期限以降の推薦者の補充は認めない。

(例) 推薦者数計3名で、内訳がA国から3名のみの場合

→ 3名/0名、2名/0名の組合せは推薦不可のため、推薦順位第2位及び第3位の2名を要件外とする。(→ この結果、1名/0名となり推薦可能な組合せとなる。)

6. 留意すべき点

- (1) 複数の大学による同一人物の2026年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生 日本語・日本文化研修留学生（大学推薦）への重複推薦は認めない。重複申請が判明した場合、その候補者にかかる全ての推薦を受理しない。また、大学の推薦方法に問題がある場合は、当該大学の候補者全ての採用を行わないこともある。

重複推薦を防ぐため、文部科学省への推薦前に推薦予定者に対し、学内選考の結果2026年度奨学金支給開始の「日本政府（文部科学省）奨学金制度の大学推薦による日本語・日本文化研修留学生プログラム」に推薦予定であること及び文部科学省へ重複推薦された場合は全てのプログラムにおいて国費外国人留学生に採用されないことを候補者に通知し、当該大学から推薦される意思があるかメールや書面等記録の残る形で確認した上で推薦すること。。推薦後は、当該大学から推薦されたことをメールや書面等記録の残る形で候補者に通知すること。

なお、「国費外国人留学生制度における他の奨学金との併給について」（令和6年7月19日付

事務連絡) のとおり、日本政府及び日本政府関係機関拠出の奨学金・フェローシップ等を除き原則として他奨学金との併給が可能となるため、これらを受給予定の者を推薦することも可能である。

- (2) 推薦に当たっては、候補者の主専攻が「日本語」又は「日本文化」であることを十分確認すること。

なお、主専攻の名称が「東洋学」「アジア文化」といったものであっても単位取得証明書等所属大学が発行する書類によって、実質的に「日本語」又は「日本文化」のいずれかを専攻していることが確認できた場合には推薦可能とするが、「日本語」又は「日本文化」に関する分野以外(工学・経済・農学・建築・美術等)を主専攻とする者で、学習の一環として主専攻に関連する日本語・日本文化を学習する者は推薦対象外となる。

- (3) ロシア、ベラルーシ国籍の被推薦者については、我が国のとる対露制裁等との関係で問題があると判断した場合には不採用とする可能性があるため、当該国籍国の学生を推薦する際にはあらかじめ留意すること。

ミャンマーからの被推薦者については、現下のミャンマー情勢に鑑み、慎重に検討する必要があるところ、我が国の対ミャンマー政策との関係で問題があると判断した場合には不採用とする可能性がある。

7. 文部科学省への推薦について

- (1) 申請書類のうち様式が指定されているものについては、必ず文部科学省のホームページに掲載する最新の様式を使用すること。

- (2) 「国費外国人留学生(日本語・日本文化研修留学生)推薦調書【別紙様式1】」及び「推薦者一覧【別紙様式2】」の「希望奨学金支給期間」には、学期開始日に基づいた奨学金支給開始月を記載し、適切な奨学金支給期間を記載すること(平成31年3月19日付事務連絡参照)。

【平成31年3月19日付事務連絡】

https://www.mext.go.jp/content/1284950_001.pdf

- (3) 申請留学生の氏名(中国人留学生は必ず漢字表記を付すこと。(電子データで漢字が表記できない場合はカタカナ表記とすること。))、生年月日、国籍、住所等については、査証申請・入国管理手続きの観点から、誤記が無いよう十分に注意すること。なお、氏名、生年月日、国籍及び性別についてはパスポート記載情報と相違が無いよう、必ず複数人で確認を行うこと。

- (4) 「募集要項5. (3) ①文部科学省への提出書類」ア～エは、公文書に添付すること。

- (5) 「エ 申請書」は、個人ごとに左肩ホチキス止めし、大学単位で提出する書類を別紙様式番号順に並べ(イ→ウ)、その直後に申請者ごとに提出する書類を推薦順位順に並べた上で別紙様式番号順(ア→エ)に並べ、角2封筒に封入すること。募集要項「5. (3) ② ※4」により、「サ 上記「1. (5) 日本語能力」のいずれかの条件を満たす根拠となる書類」を提出

する場合は、「ア 推薦調書」の直後に並べること。

(6) 封筒の表に、「大学番号（6桁）大学推薦（日研生）申請書類在中」と朱書きすること。

(7) 申請書類の提出期間

①「募集要項 5. (3) ①文部科学省への提出書類」のうち、ア、イ、ウ、エの書類

ア 国費外国人留学生（日本語・日本文化研修留学生）推薦調書【別紙様式 1】

イ 推薦者一覧【別紙様式 2】

ウ 学内での募集・選考に関する調書【別紙様式 3】

エ 申請書（写真要貼付）【別紙様式 4】

→ 2026年4月17日（金）～2026年4月24日（金）必着

②「募集要項 5. (3) ①文部科学省への提出書類」のうち、オの書類データ

オ 日本語・日本文化研修留学生フォローアップ状況調査票【別紙様式 5】

→ 2026年5月15日（金）～2026年5月22日（金）必着

※ 提出期間終了後の書類提出、提出後の書類差し替え、申請取り下げ、追加申請及び推薦順位の変更は認めない。

(8) 「国費外国人留学生（日本語・日本文化研修留学生）推薦調書【別紙様式 1】」及び「推薦者一覧【別紙様式 2】」については、電子データも提出期間内にメールにて提出すること。また、日本語・日本文化研修留学生フォローアップ状況調査票【別紙様式 5】はメールでの書類データ提出のみとし、出力紙の提出は不要とする。

メールの件名及びファイル名は以下のとおり付すこと。

(例) メール の 件 名 : 123456大学推薦〇〇大学（日研生）

ファイル名 : 123456大学推薦〇〇大学（日研生）（別紙様式〇）

(9) 申請書類の提出先

提出先は2026年3月19日（木）までに文部科学省ホームページの「2026年度大学推薦による国費外国人留学生（日本語・日本文化研修留学生）の募集について」ページに掲載する。

※ 書類を郵送する際は、簡易書留又は宅配便等、配達記録の残る方法をとること。

※ 上記の提出期間中に提出されなかった場合、原則として提出を受け付けないが、天災及び突発的な戦乱等の特別な事情により上記の提出期間中に提出ができない場合には、遅延が判明した時点で文部科学省へ相談すること。

※ 電子データの送信に際しては必ずパスワードを設定のうえ、提出すること。パスワードについては、（独）日本学生支援機構が発出した「2026年度の国費外国人留学生に係る事務処理について（通知）」（令和8年度3月3日付学支国奨348号）にて通知したパスワードを設定すること。

(10) 推薦がない場合の書類提出要領

「募集要項 5. (3)」の【推薦がない場合の提出書類】のとおり、文部科学省への提出書類は、公文書に添付すること。提出書類は、電子データで文部科学省へ提出すること。提出期間、電子データ提出方法、提出先等については上記(7)～(9)と同様とする。

8. フォローアップ状況調査について

(1) 調査目的

日本政府（文部科学省）が実施する国費外国人留学生制度は、日本において学習を行うことを通じ、日本と自国との架け橋となる人材の育成を目的としている。その中でも、日本語・日本文化に精通し、教育職や研究職としての活躍が期待される日研究生プログラムの修了生は、日本と各国の架け橋となることが特に期待されている人材であり、そのつながりは、各大学、ひいては我が国にとって大きな財産である。そのため、各大学においては、日研究生プログラムを修了した留学生の連絡先、進路等を確実に把握し、関係を継続するとともに、そのネットワークを大学の発展に大いに役立てていただきたい。

(2) 調査方法

「日本語・日本文化研修留学生フォローアップ状況調査票【別紙様式5】」は、各大学におけるフォローアップの状況等を記入する「調査様式A」及び各修了生の進路等の状況を記入する「調査様式B」で構成される。

(3) 調査結果の活用

調査結果は、文部科学省の施策への反映の他、他大学への提供等の公表資料として活用することがあるので留意すること。

9. その他

(1) 結果通知については、2026年6月下旬を目途に推薦のあった大学に対し文書にて通知する。

(2) 申請書類の提出期限以降、結果通知前までに辞退の意思がある者については、採用となった場合にのみ、速やかに辞退手続きを行うこと。

(3) 大学推薦による採用者は、当該大学で研修を受けることを条件とし、他大学への転学は認めていない旨を予め候補者に周知すること。

(4) 2016年度募集より、個人情報についての規定を設けており、日本政府の実施する留学生事業（就職支援、留学中の支援、フォローアップ、留学生制度の改善）への利用及び外国人留学生の受け入れ促進に向けた広報への利用を目的として想定している。例年採用時に提出を求める誓約書にて承諾を求めるため、予め候補者に周知すること。

(5) 大学推薦により採用された者の教育費（入学金、検定料、授業料等）については、受入大学が負担すること。

(6) 各大学においては、所定の研修コースを修了した者には必ず修了証書を交付すること。